

## 重点対象に対する本市の令和4年度の取組みについて

1	評価を踏まえた取組みの改善について	.....	1
2	重点対象に対する評価を踏まえた令和4年度の取組みについて	.....	2
	[重点対象1]若年者	.....	2
	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	.....	3
	(2)健康問題(病気の悩み・影響[その他の精神疾患])	.....	5
	(3)健康問題(病気の悩み[身体の病気])	.....	7
	[重点対象2]勤労者	.....	8
	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	.....	9
	(2)勤務問題(仕事疲れ)	.....	10
	(3)家庭問題(夫婦関係の不和)	.....	12
	[重点対象3]自殺未遂者等ハイリスク者	.....	13
	(1)健康問題	.....	14
	(2)家庭問題	.....	16
	(3)男女問題	.....	17
	(4)勤務問題	.....	18
	(5)経済・生活問題	.....	19
	[重点対象4]被災者	.....	20
	(1)健康問題	.....	21
	(2)住環境等の問題	.....	22



# 1 評価を踏まえた取組みの改善について

以下の手順により、重点対象ごとに取組みに対する評価を行い、令和3年度における取組みの改善を図る（下図参照）。

手順	
① 計画掲載事項 自殺対策計画に記載された重点対象に対する現状分析や取組みの方向性の概要を示す。	↑ <b>第1回協議会で報告</b> ↓
② 主な取組みの実施状況 計画に記載された重点対象ごとの主な取組みの実施状況を示す。	
③ 自死の傾向等 地域における自殺の基礎資料や特別集計を基にした自殺者数や原因・動機などの傾向を示す。	
④ 取組みに対する評価 ③を踏まえた取組み全体としての評価を示す。	
⑤ 今後の対策に向けて 原因・動機の推移や関連する統計資料等、抱える問題の特徴や背景を整理し、今後の対策に向けた内容を示す。	
<b>⑥ 令和4年度取組みについて[今回の協議会での報告事項]</b> 関係各課において、今後の対策の内容の要素やエッセンスを可能な範囲で取り入れ、実施内容や方法を工夫し、令和4年度取組みを行う。	

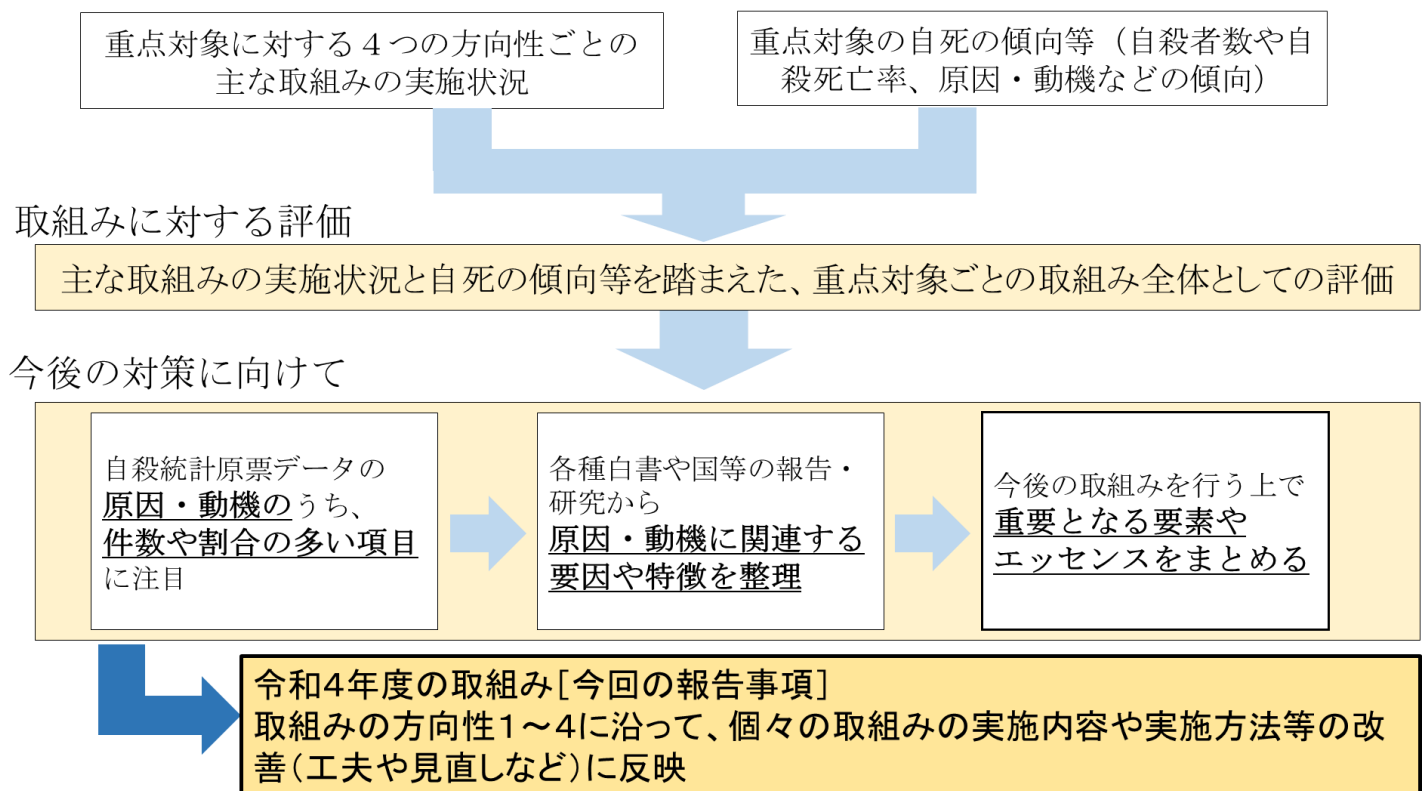


図 評価を踏まえた取組みの改善について

## 2 重点対象に対する評価を踏まえた令和4年度の実施について

### [重点対象1] 若年者

対策が必要な悩みや困りごと
(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病]) 計画策定前10年間平均件数 <u>18.2</u> ➡ 直近3年間 <u>14.7</u>
(2)健康問題(病気の悩み・影響[その他の精神疾患]) 計画策定前10年間平均件数 <u>6.0</u> ➡ 直近3年間 <u>5.0</u>
(3)健康問題(病気の悩み[身体の病気]) 計画策定前10年間平均件数 <u>3.7</u> ➡ 直近3年間 <u>4.3</u>

若年者	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ病は、若年者層においてもよく見られる精神疾患のひとつで、発症には様々な出来事によるストレスが影響している。若年者の場合、症状は、成績低下などの行動上の問題として現れたり、頭痛や体調不良などの身体的不調として現れることが珍しくない。このため、周囲からうつ病としては気づかれにくく、周囲の人が本人の変調の背景にうつ病が関係しているかもしれないという視点で関わるのが大切と考えられる。</li> <li>・若年者は、ライフステージによって、学校（小学校、中学校、高校、大学等）や職場など、所属する集団が頻繁に変化する。そのため、その都度新たな環境や集団に適応することが求められる。発達課題としては、一般的に親からの自立や自己・アイデンティティの確立などが目指され、自己の内面や他人との違いなどに目が向きやすく、葛藤を抱えやすいと考えられている。</li> </ul>	



<b>令和4年度の取組み内容例</b>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;">             拡充           </div>	<p><b>①自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等の配布</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間に合わせたポスターの掲示を、例年通り多くの市民が利用する400か所程度で行い、ゲートキーパーへの理解や市民相互の支え合いの意識を高める啓発を行って参りたい。また、法律相談とこころの健康相談を併せて行う「生活困りごとと、こころの健康相談」を継続し、従来の相談ニーズに加え、コロナ禍・アフターコロナでの不安や問題を解決する一助となるよう、幅広い層に周知しながら実施して参りたい。</li> <li>・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、自殺死亡率が高い層に合わせた効果的な内容となるよう、掲載内容の充実を図る。 (取組み名：No. 2 自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施)</li> </ul> <p><b>②相談窓口リーフレットによる周知・啓発、こころの健康チェックウェブサイトによる相談窓口の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康チェックウェブサイト「こころの体温計」の利用及び相談機関の周知について、従来のリーフレットの配布及び市ホームページにおける方法に加え、市政だよりへ掲載等を継続する。また、各種啓発物へのQRコード掲載や、ウェブサイトのメニュー見直し等、内容の充実を図る。 (取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)</li> </ul> <p><b>③若年者が抱えやすい問題に焦点をあてた各種講座におけるテーマ設定および情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、YELLメンバーと協働しながら、精神的な悩みや不調を抱えた若年者に対して、ストレスコーピング方法や気軽な相談機関の利用などを盛り込んだ、同世代の視点を重視した啓発媒体の作成や、それをを用いた普及啓発活動を実施して参りたい。啓発活動を行う対象をこれまでの5大学だけでなく、2つの高校にも広げて実施する。 (取組み名：No. 19 大学生向け自死に関する適切な理解の普及啓発)</li> </ul> <p><b>④心の健康や健全な発達を促し自己肯定感の向上を図る教職員の育成に向けた研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自死予防教育は、自死の予防も含めた、命の大切さや温かい人間関係を築くコミュニケーションスキルなど幅広い内容をもって展開することを目指していることから、令和2年度から名称を「命を大切にす教育」としている。各学校において、「仙台版 命と絆プログラム」も活用しながら、積極的に命を大切にす教育に関する授業を行うよう、働き掛けて参りたい。 (取組み名：No. 85 命を大切にす授業（自死予防教育研修）の実施)</li> </ul>

**⑤心身の健全な成長・発達を含めた命を大切に教育の具体的な進め方等に関する教職員向け研修**

- ・令和4年度においても、今年度同様に全市立学校悉皆の「命を大切に教育研修」を実施するとともに、命を大切に教育の必要性や推進上の留意点について、より理解を促し、取組を推進して参りたい。

(取組み名：No. 86 自死予防教育に関する教職員研修の実施)

**⑥スクールカウンセラーに対する児童生徒の抱えている課題への対応力向上に向けた研修**

- ・スクールカウンセラーの力量を向上させるために、現在、児童生徒が抱えている課題に即したテーマを設定して全体研修、グループ研修、新任層研修を行うとともに、事例研究やスーパーバイズの間を充実させてまいりたい。

(取組み名：No. 89 スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施)

**⑦スクールカウンセラーによる児童生徒への相談支援の充実**

- ・児童生徒への心理面における支援を充実させていくため、令和4年度も様々な研修の機会を生かしてスクールカウンセラーの力量向上に努めていく。さらに、全市立学校への週1日配置を実現させるとともに、小中の連携を視野に入れた配置に取り組むことで、各学校の相談体制の充実を図ってまいりたい。

(取組み名：No. 178 スクールカウンセラーによる支援)

拡充

**⑧スクールソーシャルワーカーによる支援**

- ・教育委員会に8名のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校の要請に応じて派遣する。また、ステーション配置中学校を拠点校とした巡回訪問を拡充し、教職員と協働しながら児童生徒や保護者が抱える問題の環境調整を行うことで、問題解決を支援してまいりたい。

(取組み名：No. 181 スクールソーシャルワーカーによる支援)

**⑨いじめ不登校対応支援チームによる困難事案に対する支援**

- ・教育相談課指導主事等で構成される「いじめ不登校対応支援チーム」による全市立学校への訪問を継続する。

(取組み名：No. 184 いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施)

## 特徴や背景

- ・自殺統計上の「その他の精神疾患」には、他に項目となっているうつ病、統合失調症、アルコール依存症、薬物乱用を除いたものが該当する。若年者の「その他の精神疾患」の代表的なものとしては、不安障害や適応障害がある。親からの自立の欲求と親元を離れる不安との葛藤、仲間関係における安心感とトラブルなどの様々な出来事がこころの発達に影響を与え、不安や不適応が生じやすくなると考えられている。
- ・この時期は、表面的な現れ方としては、不登校やひきこもりが特徴的である。その背景には不安障害や適応障害の影響が見られることもあり、不安などの情緒的な混乱、親子関係をめぐる問題、人間関係の悩み、就職活動のうまく行かなさなど、と言ったことがそのきっかけとなっていることも少なくない。そのため、精神科医療の提供だけでなく、その背景要因も踏まえた対応が求められる。

## 令和4年度の取組み内容例

## ①心の健康や健全な発達を促し自己肯定感の向上を図る教職員の育成に向けた研修

- ・自死予防教育は、自死の予防も含めた、命の大切さや温かい人間関係を築くコミュニケーションスキルなど幅広い内容をもって展開することを目指していることから、令和2年度から名称を「命を大切に教育」としている。各学校において、「仙台版 命と絆プログラム」も活用しながら、積極的に命を大切に教育に関する授業を行うよう、働き掛けて参りたい。

(取組み名：No. 85 命を大切に教育(自死予防教育研修)の実施)

## ②心身の健全な成長・発達を含めた命を大切に教育の具体的な進め方等に関する教職員向け研修

- ・令和4年度においても、今年度同様に全市立学校悉皆の「命を大切に教育研修」を実施するとともに、命を大切に教育の必要性や推進上の留意点について、より理解を促し、取組を推進して参りたい。

(取組み名：No. 86 自死予防教育に関する教職員研修の実施)

## ③スクールカウンセラーに対する児童生徒の抱えている課題への対応力向上に向けた研修

- ・スクールカウンセラーの力量を向上させるために、現在、児童生徒が抱えている課題に即したテーマを設定して全体研修、グループ研修、新任層研修を行うとともに、事例研究やスーパーバイズの間を充実させてまいりたい。

(取組み名：No. 89 スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施)

## ④不登校・ひきこもり傾向のある子供・青少年に対する相談支援の充実

- ・今年度も定期的なアウトリーチや通所者との連絡対応により、途切れることなく支援を継続できた。延べ通所回数及びアウトリーチ数についても前年度を上回るペースである。また、今年度より委託業務として「ふれあい広場サテライト」を3ヶ所設置し、潜在的に不登校・ひきこもり傾向のある子供・青少年を多数支援することができた。サテライトでは、本体職員からノウハウを伝えたり研修を行ったりし、アウトリーチや就学就労支援の回数・内容の充実を図っていく。

(取組み名：No. 172 青少年のための居場所支援の実施)

## ⑤スクールカウンセラーによる児童生徒への相談支援の充実

- ・児童生徒への心理面における支援を充実させていくため、令和4年度も様々な研修の機会を生かしてスクールカウンセラーの力量向上に努めていく。さらに、全市立学校への週1日配置を実現させるとともに、小中の連携を視野に入れた配置に取り組むことで、各学校の相談体制の充実を図ってまいりたい。

(取組み名：No. 178 スクールカウンセラーによる支援)

拡充

## ⑧スクールソーシャルワーカーによる支援

- ・教育委員会に8名のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校の要請に応じて派遣する。また、ステーション配置中学校を拠点校とした巡回訪問を拡充し、教職員と協働しながら児童生徒や保護者が抱える問題の環境調整を行うことで、問題解決を支援してまいりたい。

(取組み名：No. 181 スクールソーシャルワーカーによる支援)

⑥いじめ不登校対応支援チームによる困難事案に対する支援

- ・教育相談課指導主事等で構成される「いじめ不登校対応支援チーム」による全市立学校への訪問を継続する。

(取組み名：No.184 いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施)

⑦心の問題を含めた児童生徒が抱える悩みに対する普及啓発

- ・令和3年度の取組を継続し、いじめ防止きずなキャンペーン月間にあわせて、市立学校へC4thを使ってブックリストのデータを配信する予定である。「10代のためのこころのサブリ」については、ブックリストに紹介されている本の展示コーナーを継続し、中高生向けブックリストとして中学校のブックトークなどにも持参していく。

(取組み名：令和元年度追加の取組み 10代のあなたに贈る「いじめ・命」に向き合う本のブックリスト作成・配布)

拡充

⑨困難を抱える女性への支援事業

- ・様々な悩みを抱える女性を対象とし、女性相談員や社会福祉士などが日頃の不安などについて相談に応じる出張型相談事業「女子のためのほっとスペース」を行うほか、生理用品の配布や自己決定できる力の回復のための一時的な休息の場を提供するレスパイト事業を実施する。令和4年度も継続して実施するほか、新たに企画提案によるアウトリーチ相談事業、学び直しプログラム提供事業を行う予定である。

(取組み名：令和3年度追加の取組み 困難を抱える女性への支援事業)



## 特徴や背景

- ・身体疾患のうち、慢性疾患で予後不良のものや進行性のあるものは、自死のリスクを高める要因であるとされる。若年者層については、AYA 世代 (Adolescent and Young Adult おおよそ 15 歳から 30 歳前後の世代を指す) で発症するがん (白血病、胚細胞腫瘍・性腺腫瘍、乳がんなど) は、一般に予後が不良とされ、自死との関連も強いことが示されている。また、自殺念慮との関係では、HIV/AIDS の罹患者は、「自死を考えたことがある」人の割合が国民全体の一般的な水準よりも高いことが知られている。HIV が若年者層で多く発症することから言えば、この疾患が若年者の自死に何らかの影響を及ぼしている可能性がある。
- ・これらの疾患に共通することとして、病気そのものや治療に関する精神的なストレスだけでなく、家族や友人との関係、学校や職場への影響、経済的な負担、進学や就労など将来への不安、偏見や差別による社会的孤立といった、生活や暮らしの多方面に困難を及ぼすことが挙げられる。そのため、医療面だけでなく、心理面、経済面、就労面など生活全体を支えていくための援助が求められていると考えられる。



## 令和 4 年度 of 取組み内容例

## ①様々な困りごとに対応する相談窓口を掲載したリーフレットの作成及び配布

- ・自死に関連する様々な困りごとに対応できる相談窓口を掲載した「暮らしとこころのレスキューガイド」を作成し、がん患者等の生活相談に携わる支援者 (医療機関に所属する社会福祉士等) への配布や、市民センター・市民図書館等への配架を行う。

(取組み名 : No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

## ②心の健康対応力向上研修を通じたかかりつけ医と精神科医療機関との連携

- ・がんなどを含めた自死の背景要因となり得る疾患に対応するかかりつけ医 (勤務医や開業医) を対象に、心身の不調がうつ病などの精神的な問題に及ぼす影響や関連について、適切な判断や初期対応を行い、必要に応じて精神科医療機関に紹介できるよう、連携強化に向けた専門的な研修を行う。

(取組み名 : No. 63 心の健康対応力向上研修の実施)

## [重点対象 2] 勤労者

対策が必要な悩みや困りごと	
(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>19.9</u>	➡ 直近 3 年間 <u>13.0</u>
(2)勤務問題(仕事疲れ)	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>11.8</u>	➡ 直近 3 年間 <u>8.3</u>
(3)家庭問題(夫婦関係の不和)	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>6.3</u>	➡ 直近 3 年間 <u>8.3</u>

勤労者	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労者にみられるうつ病は、職業生活上の様々な出来事やストレスが危険因子の1つとなっている。その中でも強いストレスとしては、仕事の量が最も多く、次いで仕事の失敗、責任の発生等、仕事の質といったものが挙げられている。さらに中高年(40歳～59歳)ではこれらに加えてリストラや経済苦、過重労働などもうつ病の発症に影響を与えていると考えられている。</li> <li>・ こうしたことから、年代別の特徴や悩みの性質(対人関係に起因するのか、職場環境に起因するのか)に即した対応が求められると考えられる。</li> </ul>	



<b>令和4年度の取組み内容例</b>	
<p><b>①宮城労働局の所管する事業周知及び宮城県地域両立支援推進チームへの参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働局の長期療養者(就業)支援事業について、仙台市関係課へのリーフレット配架等による事業周知(年3回程度)を行う。また、宮城県地域両立支援推進チームに参画し、会議等において各参加機関の取り組み状況を把握し、仙台市の取り組みに生かしていく。 (取組み名: No. 28 宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知)</li> </ul> <p><b>②地区健康教育(健康問題に関する適切な対応方法の啓発)の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や地区組織、関係団体、職域等と連携を図りながら、各種健康教育を通じて健康づくりや疾病予防、心のケアについて広く啓発していけるよう、人材育成に努める。</li> <li>・ 地域住民・団体・支援者等に対し、ストレスや睡眠、うつ病等、こころの健康に関する講話・講演会等による啓発を行う。また、必要に応じ、地区のキーパーソンと繋がりを持ち、地区の課題等を共有していく。</li> <li>・ ゲートキーパー的存在となり得る業種(理美容店やタクシー事業所)に対し、こころの健康づくりに関するリーフレットを送付し、働き盛り世代に対する健康情報の発信に繋げる。 (取組み名: No. 55 地区健康教育(健康問題に関する適切な対応方法の啓発)の実施)</li> </ul> <p><b>③心の健康対応力向上研修を通じたうつ病等の精神疾患への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々なストレスを要因とした身体的不調がうつ病などの精神的な問題に及ぼす影響や関連について、内科医等の身近なかかりつけ医が適切な判断や初期対応を行い、必要に応じて精神科医療機関に紹介できるよう、専門的な研修を行う。 (取組み名: No. 63 心の健康対応力向上研修の実施)</li> </ul> <p><b>④労働相談の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場や仕事上の悩みなど、労働に関するさまざまな問題について労働相談窓口を開設(週1回)し、労働に関する問題を解決するための手続きや、ケースに応じた対処方法についてのアドバイスを実施する。来所せずとも電話による相談が可能であることも含めて、市政だよりやホームページ等を活用したより効果的な広報を行い、市民の相談室利用を促す。 (取組み名: No. 130 労働相談の実施)</li> </ul> <p><b>⑤うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けた支援の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉総合センターデイケアにおいて、令和3年度は実施日を週2日から週3日に拡大し、より復職への準備性を高められるプログラムが提供できた。今後も、職場内の対人関係や職場環境との関連を踏まえた疾患教育や認知行動療法的アプローチを用いたプログラムを通してセルフケアの向上を促し、復職に向けた支援を継続していく。 (取組み名: No. 155 精神科デイケア(リワーク準備コース)による復職支援の実施)</li> </ul>	

## 特徴や背景

- ・自殺統計上の「仕事疲れ」には、他に項目となっている仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化は含まないこととなっている。
- ・仕事疲れに影響を与える要因のひとつは長時間労働である。長時間労働は、睡眠不足、心身の疲労や不調につながり、うつ病の原因ともなりうる。そのため、長時間労働削減など労働環境の改善に向けた各事業場の取組みや、各種相談窓口による対応が大切と考えられる。



## 令和4年度の取組み内容例

## ①自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等の配布

- ・自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせたポスターの掲示を、例年通り多くの市民が利用する400か所程度で行い、ゲートキーパーへの理解や市民相互の支え合いの意識を高める啓発を行う。
- ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、勤労者に合わせた効果的な内容となるよう、勤労者の悩みに多く見られる特徴等を掲載する等内容の充実を図る。
- ・自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）において、各区役所・支所内におけるポスター・パネル展示、デジタルサイネージの利用、特設ブース設置等による啓発を行う。また、図書館や商業施設等と連携し、パネル展示やリーフレット配布を実施し、より多くの市民への周知を図る。（※区により実施状況が異なる）
- ・区のFacebookを利用し、こころの健康に関する情報を発信する。（※区により実施状況が異なる）

（取組み名：No. 2 自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施）

## ②仙台いのち支えるLINE相談による自死に関連する相談対応の充実

- ・通年（日曜・月曜・祝日・祝翌日）で開設する相談窓口について、自殺対策強化月間である3月は毎日開設し、勤労者も含め自死に関連する悩みを抱える方への相談対応の充実を図る。

（取組み名：No. 18 SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討）

## ③せんだい健康づくり推進会議を通じた働き盛り世代に向けた周知・啓発

- ・市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」の構成団体に対し、心の健康づくりに関するリーフレットの配布等による、相談窓口の周知及び周知範囲の拡大を図る。また、コロナ禍の影響によりイベント等の機会がなくとも構成団体との連携を継続し、より具体的な啓発手法を検討していく。

（取組み名：No. 27 企業向けの健康づくり推進の取組み）

## ④中小企業の表彰制度の実施

- ・社会的課題解決と魅力的な職場環境づくりの優れた取組みを行う中小企業を仙台「四方よし」宣言企業として募集するとともに、宣言企業を対象とした大賞表彰を行うことにより、更なる制度の認知度向上や「四方よし」な取り組みの波及による地域の活性化と中小企業の持続的な発展を図る。

（取組み名：No. 36 中小企業の表彰制度の実施）

拡充

⑤宮城労働局の所管する事業の周知及び宮城県地域両立支援推進チームへの参画

- ・労働局の長期療養者(就業)支援事業について、仙台市関係課へのリーフレット配架等による事業周知を行う。
- ・宮城県地域両立支援推進チームに参画し、会議等において各参加機関の取り組み状況を把握し、仙台市の取り組みに生かしていく。

(取組み名：No. 204 せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進、

No. 205 宮城県地域両立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進)

特徴や背景

- ・夫婦関係の不和に陥った理由として考えられるのは、低所得や生活苦に伴う経済・生活問題、新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅時間の増加によるDVなどが挙げられる。
- ・一方で、男女を比較すると、夫婦関係の不和が自殺原因として挙げられる割合は、全ての年代において、男性が女性よりも多い。このことから、男女双方の立場に立った相談機関等の充実や、女性と比べて周囲に悩みを打ち明けず抱える傾向が強い男性の相談者への対策が必要と考えられる。



令和4年度の実施内容

①市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットによる相談窓口の周知及び利用啓発

- ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、経済・生活問題の相談に繋ぐための効果的な内容となるよう、相談機関の追加等内容の充実を図る。

(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

②多重債務問題に関わる職員に向けた、多重債務に関する知識や対応力の向上

- ・多重債務庁内窓口職員対象研修会は多重債務の相談窓口周知および多重債務者の掘り起こしのために重要であると認識している。コロナ禍に関連する失業から新たに多重債務者となる方の相談も散見されるため、多重債務に陥る原因を知るとともに解決法について学ぶ機会を設ける。

(取組み名：No. 57 多重債務庁内窓口職員対象研修会の実施)

③多重債務を含めた消費者問題に対する相談支援及び関係機関との連携強化

- ・多様化する消費者問題に対し関係機関からの知見を得ながら、相談業務を継続して参りたい。また、相談内容によっては関係機関につなぐ場合があるので、連携強化を図って参りたい。

(取組み名：No. 132 消費生活相談の実施)

拡充

④暮らし支える総合相談事業による相談対応の充実

- ・夫婦関係の不和に影響する生活困窮や収入減少なども含めた自死に関連する困りごとに対応するため、専任のソーシャルワーカーを1名増員し、問題解決に向けた伴走型支援を強化する。

(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

⑤多重債務等の経済的な困難を抱えた勤労者ならびに生活困窮にある市民の相談窓口の周知や情報提供、人材育成

- ・経済問題や家族問題等生活上の様々な問題について広く相談に応じるとともに、こころの健康についても併せて相談にのれるよう、宮城県司法書士会と共催して相談会(生活困りごとと、こころの健康相談会)を実施する。自死の要因となる様々な問題に、司法の相談と、こころの健康相談を併せて実施することで、相談者の悩みを解決する一助となるよう取り組むとともに、コロナ禍による経済・雇用状況の状況変化を踏まえた、弁護士・司法書士と連携した相談会の継続ならびに司法関係者の人材育成を継続して参りたい。また、相談会実施について、より幅広い層の市民に対し周知できるよう、大学や商業施設等でも周知を行って参りたい。

(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

⑥弁護士による専門相談に併せ心の問題に対応できる包括的な面接相談の実施

- ・費用的な問題を気にせず無料で利用できる対面相談(無料法律相談とこころの健康相談会)により、相談者の悩みや不安を解消するため、相談事業を継続するとともに、より多くの利用に繋げるため、従来の市政だより及び市ホームページへの掲載に加え、周知先の拡大を検討する。

(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

### [重点対象 3] 自殺未遂者等ハイリスク者

#### 対策が必要な悩みや困りごと

##### (1)健康問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 49.3%、40歳～59歳 38.2%、60歳以上 62.7%

➡どの年代でも最も大きく、全体の約4割～6割を占めている。

##### (2)家庭問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 14.1%、40歳～59歳 21.1%、60歳以上 21.6%

➡どの年代でも健康問題に次いで大きく、全体の約1割～2割を占めている。

##### (3)男女問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 12.7%

➡他の年代と比較して、非常に高い値を示しており、若年者層では、特に異性間の対人関係が大きな問題となっていることが示唆される。

##### (4)勤務問題

直近3年間の構成割合：40歳～59歳 19.7%

➡他の年代と比較して非常に高い値を示しており、中高年齢層においては、勤務環境や勤務内容、これらに伴う心身の疲労が大きな問題となっていることが示唆される。

##### (5)経済・生活問題

直近3年間の構成割合：60歳以上 5.9%

➡他の年代と比較して、高い値を示しており、高齢者層では、健康問題や家庭問題に加えて、経済的な悩みが大きな問題となっていることが示唆される。

自殺未遂者等ハイリスク者	(1)健康問題
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺未遂者の8割以上が、精神的な不調や精神疾患を抱えていることが明らかになっている。若年者（39歳以下）の場合、明確な精神疾患とは診断できない、何らかの精神的な不調を示すことが特徴として挙げられる。この背景のひとつには、自己有用感（他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚）の低さがあると考えられる。</li> <li>・40歳～59歳では、うつ病についてアルコール使用障害が多く見られる。アルコール使用障害と自死は関連性の強さが指摘されており、その背景には多量飲酒の習慣が関連すると考えられる。</li> <li>・60歳以上では、身体の病気に関する悩みが多いこと、また家族の死亡などに伴う孤独感の高さが特徴となっている。高齢者は、身体疾患を有していること自体がストレスになりやすいにも関わらず、そのことを打ち明けられる存在が身近にいないことが問題であると考えられる。</li> </ul>	

<b>令和4年度の実践事例</b>	
<b>拡充</b>	<p><b>①アルコール関連問題に対する相談窓口の周知や支援者の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉総合センターにおいて、アルコール関連問題に対し、引き続き、個別相談に加え、デイケアにおいて依存症本人向けの集団プログラムを実施する。アルコール等依存症の相談に特化したリーフレットを、各区保健福祉センター等での配架やホームページに掲載し、正しい理解と相談窓口の周知を図る。加えて、アルコール関連問題に対応する人材育成を図っていく。</li> </ul> <p>（取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知、No. 47 アクション関連問題研修の実施、No. 147 こころの悩みに関する支援の実施、No. 148 こころの悩み電話相談（はあとライン）の実施、No. 149 こころの悩み電話相談（ナイトライン）の実施）</p>
	<p><b>②精神的な不調や精神疾患を抱えた方に対する相談窓口の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策推進センターにおいて、リーフレット、ホームページ等による相談窓口の周知を行い、支援の必要な方が相談に繋がることできるように努める。</li> </ul> <p>（取組み名：No. 11 自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発、No. 21 仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレット等による啓発）</p>
	<p><b>③若年者に対するメンタルヘルスの啓発と相談窓口の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策推進センターにおいて、YELLメンバーと協働しながら、精神的な悩みや不調を抱えた若年者に対して、ストレスコーピング方法や相談への不安軽減のための体験談などを盛り込んだ、同世代の視点を重視した啓発媒体（インターネット、SNSを含む）により、周知を図る。啓発対象をこれまでの5大学だけでなく、2つの高校にも広げて実施する。</li> </ul> <p>（取組み名：No. 19 大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発）</p>
	<p><b>④自殺未遂者等ハイリスク者支援に従事する人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策推進センターにおいて、自殺未遂者等ハイリスク者支援を担う機関の職員（各区保健福祉センター、医療機関、障害者や高齢者の相談支援機関等）を対象に、自死に至る背景となる健康問題の理解や、作成した支援ツールの幅広い活用によるアセスメントや支援に関するスキルの獲得を目指し、相談支援における実践の場面や研修を通じた支援者の育成を継続する。</li> </ul> <p>（取組み名：No. 60 自殺未遂者等ハイリスク者支援のための協働支援ツール作成と活用、No. 61 自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施）</p>
	<p><b>⑤一般救急等との連携をはじめとした多機関協働による支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急告示病院に搬送されたハイリスク者に対する支援を行っているのちの支え合い事業について、各病院毎の機能に応じて、身体的に軽症であるため、短期入院もしくは入院に至らない未遂者等も支援対象者として捉えてもらうよう周知を行い、支援につながりやすい仕組みを整えていく。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（取組み名：No.150 仙台市自殺対策推進センターの整備）</p>



⑥自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者に対する相談支援

- ・仙台市立病院救命救急センターに搬送された患者の自殺企図に関するアセスメントを、精神科のみならず院内全体として取り組んでいる。その中で、多問題を抱える未遂者等ハイリスク者を、いのちの支え合い事業を含めた必要な継続支援につなげていく。

(取組み名：No. 187 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施)

自殺未遂者等ハイリスク者	(2)家庭問題
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 39歳以下では、自殺未遂の理由として、家族関係の不和や子育ての悩みなどの家庭内に関する問題が他の年代と比較して多く選択されている。</li> <li>・ 40歳～59歳では、夫婦関係の不和、家族の将来悲観、親子関係の不和などといった問題が自死の原因動機として選択される割合が高い。</li> <li>・ 60歳以上では、夫婦関係や親子関係の不和に加えて、家族の将来悲観、家族の死亡、介護・看病疲れなどと問題が自死の原因動機として選択される割合が高い。</li> <li>・ それぞれの年代において、身近にいる家族の状況やライフステージごとの家族構成の変化が家庭問題の背景に存在していると考えられる。</li> </ul>	



<b>令和4年度の取組み内容例</b>	
<p><b>①家族間での虐待に関する相談窓口の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所において、児童の所属先(学校、保育所等)には、様々な機会をとらえ、虐待の積極的かつ早期の通告・情報提供を依頼しており、それらの情報をもとに早期対応を行うことで、結果的に児童や保護者の自死の未然防止に資する取組みとなっている。今後も関係機関と連携を図り、迅速な虐待対応に努めていく。</li> <li>・ 各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課において、関係機関と連携し高齢者虐待についての周知を継続し相談につなげる。各種研修等を活用し、複合的な相談にも対応できるような専門的知識を習得し、日頃の高齢者総合相談での対応力向上を図っていく。 (取組み名：No.96 児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施)</li> </ul> <p><b>②子育てに関する相談窓口その他各種支援情報の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区家庭健康課・総合支所保健福祉課窓口来所時に、妊娠・出産・育児に関する情報を周知することで、妊婦や子育て中の方が悩みを抱え込まない一助になっている。引き続き、子育てサポートブックの配布等を通して、相談窓口や各種支援情報の周知を図る。 (取組み名：No. 12 子育てサポートブックを活用した啓発)</li> </ul> <p><b>③家族を対象とした、ひきこもりに関する適切な理解を深め、対応を学ぶための家族教室の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉総合センターにおいて、ひきこもり者を持つ家族が、ひきこもりに関する理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担軽減の機会となるよう、また、個別相談の導入や補完となるよう、今後もひきこもり家族教室を開催する。 (取組み名：No. 71 ひきこもり者の家族教室（ひきこもりに関する適切な対応方法の獲得支援の実施）)</li> </ul>	

自殺未遂者等ハイリスク者	(3)男女問題
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者（39歳以下）で、自殺未遂の理由として挙げられる男女問題の内容は、「失恋」や「裏切り」、「不和」、「DV」など多岐に渡っている。</li> <li>・若年者は、一般に対人関係におけるコミュニケーションが未熟と考えられている。また、他者との関係においては、他責的になりやすく、自己中心的になりやすいことが指摘されている。こうした若年者の特徴は、特に親密な異性関係において顕著に現れ、結果として不和やDVなどの問題として現れるものと考えられる。</li> </ul>	



<b>令和4年度の実践事例</b>	
	<p><b>①DV等に伴う悩みを抱える女性に対する相談支援とその普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画課において、令和4年度以降も、引き続き女性への暴力相談電話を実施するとともに、11月の「ストップ！DVキャンペーン」期間においてDVに関する情報や相談機関の広報強化を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（取組み名：No.128 女性への暴力に関する電話相談の実施）</p> <p><b>②自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者に対する相談支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市立病院救命救急センターに搬送された患者の自殺企図に関するアセスメントを、精神科のみならず院内全体として取り組んでいる。その中で、多問題を抱える未遂者等ハイリスク者を、いのちの支え合い事業を含めた必要な継続支援につなげていく。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（取組み名：No.187 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施）</p> <p><b>③DV等による心理的な問題に対する相談支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画課において、DV、性暴力被害者の心理的被害からの回復のための心理カウンセリングを継続実施する。保健福祉事務所やNPO法人等に周知を行い、更なる要支援者の利用促進を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（取組み名：令和2年度追加の実践事例 性暴力被害者支援心理カウンセリング）</p>

自殺未遂者等ハイリスク者	(4)勤務問題
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>中高年齢層では、仕事の量や質、雇用の安定性に強いストレスを感じており、これらのストレスが、中高年齢層の勤務問題を背景とした自死につながっている可能性がある。</li> </ul>	



<b>令和4年度の実践事例</b>
<p><b>①うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けた支援の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉総合センターデイケアにおいて、令和3年度は実施日を週2日から週3日に拡大し、より復職への準備性を高められるプログラムが提供できた。今後も、職場内の対人関係や職場環境との関連を踏まえた疾患教育や認知行動療法的アプローチを用いたプログラムを通してセルフケアの向上を促し、復職に向けた支援を継続していく。 (取組み名:No.155 精神科デイケア(リワーク準備コース)による復職支援の実施)</li> </ul> <p><b>②勤務問題等に係る外部相談支援機関の利用を促すための周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康政策課において、労働局の長期療養者(就業)支援事業について、仙台市関係課(各区家庭健康課・総合支所保健福祉課、市民生活課等)へのリーフレット配架等による事業周知を継続する。また、宮城県地域両立支援推進チームに参画し、会議等において各参加機関の取り組み状況を把握し、仙台市の取り組みに生かしていく。 (取組み名:No.28 宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知)</li> </ul>

自殺未遂者等ハイリスク者	(5)経済・生活問題
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高年層以上の経済・生活問題の特徴として、生活苦、負債（多重債務・その他）、事業不振が多く選択されることが指摘されている。</li> <li>・この背景には、平成19年ごろから続く中高年層の長期失業者の増加や、バブル崩壊を契機として安定的な雇用の機会に恵まれなかった就職氷河期世代など、低所得あるいは不安定な無業者、非正規雇用者の存在が関連していると考えられる。</li> </ul>	



<b>令和4年度の取組み内容例</b>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             拡充           </div>	<p><b>①経済・生活問題に応じた相談窓口の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活上の課題を含めた経済・生活問題を持つ市民に対し、弁護士や司法書士、臨床心理士等の専門職による相談会を実施する。自殺未遂者等ハイリスク者を含めた、より多くの市民が相談利用につながるよう、周知先を拡充する。 (取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)</li> </ul> <p><b>②多重債務問題に関わる職員に向けた、多重債務に関する知識や対応力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務庁内窓口職員対象研修会は多重債務の相談窓口周知および多重債務者の掘り起こしのために重要であると認識している。コロナ禍に関連する失業から新たに多重債務者となる方の相談も散見されるため、多重債務に陥る原因を知るとともに解決法について学ぶ機会を設ける。 (取組み名：No. 57 多重債務庁内窓口職員対象研修会の実施)</li> </ul> <p><b>③自立相談支援や就労準備支援など、生活保護に至る前の生活困窮者への支援強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において、生活困窮者の自立促進を図るため、引き続き、アウトリーチ等による訪問相談や関係者との連携等の取組みを通じて、生活困窮者の早期発見・早期介入に努めていく。 (取組み名：No. 135 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援等の実施)</li> </ul>

## [重点対象 4] 被災者

### 対策が必要な悩みや困りごと

#### (1)健康問題

不安症状、睡眠の問題⇒増加と減少を繰り返し、反復的・動搖的に出現している。  
気分・情動に関する症状や飲酒の問題⇒増加傾向を示している。

#### (2)住環境等の問題

沿岸部（宮城野区、若林区）の継続支援世帯の生活上の課題  
健康上の問題 82.9%、住環境の変化 67.5%、近親者喪失 29.9%  
経済・生活再建 23.9%、家族・家庭に関する問題 17.5%

被災者	(1)健康問題
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による心理的なストレスやメンタルヘルスの不調について、多くの場合は自然に回復すると言われている。しかし、災害から長期間経過した後でも、心理的な影響を呈する被災者が一定程度存在することが知られている。また、被災者はストレスやメンタルヘルスの不調を抱えていても、自分だけが生き残ったことに対する罪責感などから、自ら支援を求めない傾向にある。こうした被災者の心情を踏まえた上で、心身の不調や相談窓口に関する適切な普及啓発が重要と考えられる。</li> <li>・また、被災者は、ストレスや孤独感、不眠の緩和のために、飲酒量が増えると言われている。その結果、多量飲酒やアルコールに関連する対人関係のトラブルなどが現れやすくなることが指摘されている。そのため、アルコール関連問題に対する適切な知識と対応の啓発、孤立予防に向けた地域社会のつながりを強化する取組みが求められていると考えられる。</li> </ul>	



<b>令和4年度の取組み内容例</b>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">           拡充         </div>	<p><b>①被災によるストレス・環境変化に伴い生じやすい健康問題を抱えた被災者に対応ができる支援者の更なる育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災後心のケア支援のノウハウを伝承し、将来起こりうる災害時の支援に備えることに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うストレスケアなどを含めた災害時メンタルヘルス支援についても学ぶ研修会を引き続き実施して参りたい。</li> <li>・心身健康問題、生活経済問題、アルコールやひきこもりに関連する問題等の複合的な課題を抱える被災者に対する支援力の向上に加えて、大規模感染症災害を含む災害時メンタルヘルス支援についても学ぶ研修会を開催し、人材育成を継続する。加えて、東日本大震災以降に培われた支援方法が、次世代の職員にも継承される内容を汲み込んで実施していく。(取組み名：No. 48 災害後メンタルヘルス研修の実施、No. 62 震災後心のケア従事職員研修会)</li> </ul>
	<p><b>②被災者の心のケア支援事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災後心のケア行動指針（継続版）」（令和3～7年度）で定めた、①災害による心身への影響に配慮した被災者の状態に応じた支援、②孤立の予防と要支援者の早期発見を目的としたアウトリーチ支援及びコミュニティ支援、③震災後心のケアで培われた支援に関する知識やノウハウの継承という3つの基本的原則に基づき、各区単位での取組みを推進する。(取組み名：No. 101 被災者心のケア支援、被災者健康支援の実施)</li> </ul>
	<p><b>③心身の健康に関する個別相談に応じた指導及び助言、健康調査の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者の個別訪問、面談、電話等による健康相談により、被災者の心身の健康を把握し、指導及び助言を行う。また、対象者のニーズに合わせ、地域包括支援センターや民生委員、地区社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、個別相談や助言を行い心身の健康を保てるよう支援していく。また、市独自の健康調査を継続し、被災者の状況を把握し必要な支援に繋げる。(取組み名：No. 112 健康相談の実施)</li> </ul>

被災者	(2)住環境等の問題
<b>特徴や背景</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅や復興公営住宅への入居は、新たな居住環境へ適応や、世帯構成の変化も含めた新たな対人関係の負担を生じさせ、様々な心理的な不適応につながる と言われている。また、震災前の居住地から離れた場所での生活を余儀なくされる被災者もあり、地域での孤立しやすい傾向にあると考えられる。この傾向は、震災に関する出来事を回避しがちな高齢者でより顕著になると指摘されている。</li> <li>・また、世帯主の失業が、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の遷延化に影響を及ぼすことが指摘されており、失業や経済問題と心理的な問題は強い関連があると考えられる。</li> <li>・以上のことから、災害に伴う様々な出来事が積み重なった結果として、生活上の課題が複雑な形で現れていることがうかがわれる。支援にあたっては、被災者の年代やライフステージ、生活環境、被災体験との関連を考慮に入れた支援が必要と考えられる。</li> </ul>	



<b>令和4年度の取組み内容例</b>	
<p><b>①東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた健康教室及び交流会の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興公営住宅近隣のスーパーにおける相談会（まちの保健室）の開催により、被災者の生活に身近な場での健康教育や相談機会を確保し、被災者の健康支援に繋げる。復興公営住宅でのサロン及び運動教室を実施し、被災者の健康維持に繋げる。また、これらの活動が地域に根付いたものとなるよう、被災者の居住地域における協力者との連携をより一層強化する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 113 被災者向けの健康教室や交流会の実施）</p> <p><b>②複雑化する被災者の生活問題に対応するための関係機関同士の情報共有の機会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区単位で行う被災者支援の取組みの実施状況や課題の解決に向けた効果などについて、関係者間で共有を図り、取組みの見直しの検討を行う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 197 震災後心のケア従事担当者会議による連携推進）</p>	



